

～ 平成24年度 東京都中小企業両立支援推進助成金のご案内 ～

園の“悩み”を解決させたい園長さんにお知らせです！



■平成24年10月31日まで かどうか社会保険労務士事務所は 毎月“1園限定”で募集いたします。

今回で5年目となる「東京都」の助成金をご案内いたします。昨年度まで、都内複数の保育園、幼稚園さんでこの「東京都」の助成金を利用してもらい就業規則、諸規程の作成や研修のお手伝いをしてきました。

お手伝いのきっかけは「就業規則を作ろうと思ったけど、チャンスがなくて」「職場のルールをハッキリさせたい」「法律に対応しているか心配」「都からの助成金で規則等を見直しできるなら」「職員と労働トラブルがあったので」「後任に引き継ぐ前に、しっかり整備をしておきたい」といった理由で園長さんより声をかけさせて頂きました。

この助成金の利点は、東京都が「就業規則」「諸規程」を作成する費用の50%を負担してくれることです。しかし、この助成金は今年度で終了する予定です。このため例年、応募する事業所が殺到します。

そこで、当事務所では24年度中に“東京都 両立支援 助成金”を活用して「就業規則等」園のルールを整備し園の“悩み”を解決させたい保育園、幼稚園さん 10月31日まで毎月“1園限定”で募集いたします。

■“東京都中小企業両立支援推進助成金”の内容

～意識啓発助成金～

助成率：1/2 限度額：10万円 ※両立支援の研修、周知活動等にかかる費用が対象となります

～社内ルールづくり助成金～

助成率：1/2 限度額：50万円 ※両立支援に関するルールの策定、就業規則の整備などが対象となります

～育児休業応援助成金～

助成率：1/2 限度額：150万円 ※育児休業を取得した職員に関する代替要員の雇用などが対象となります

■これまで お寄せいただいた園長さんの声

- ・理解できないことには、事例を示してくださったのでわかりやすかったです。（社会福祉法人 ○保育園様）
- ・今まで、気づけなかった点に気づくことができ、様々な質問に丁寧に答えてくれた。（NPO法人 □保育園様）
- ・零細組織では、専門知識がないので相談をしてよかった。（個人立 ○幼稚園様）
- ・労務管理は様々な問題が発生し需要も増すでしょう。このような研修をもっと行ってほしい。（学校法人 □幼稚園様）
- ・労働基準法において、園で起こりえる問題点などを知ることができた。（学校法人 ○幼稚園様）
- ・実際の事例に基づいての話は説得力がある。もっと多くの事例を聞きたい。（社会福祉法人 △保育園様）
- ・研修の内容は、いま興味関心のある内容ばかりであり、説明が具体的で良かった。（学校法人 ◎幼稚園様）

■お申し込み方法 ※限定1園の募集枠に達した時点で、募集は終了いたします。あらかじめご了承ください。

1. このFAX用紙を使って 今すぐFAX 送信
2. より お問い合わせ

園名

代表者様

助成金の申し込みをしたい

助成金の詳細を聞きたい

今後、このような案内は不要

F A X

03-5647-9289